

京都大学宇治キャンパス産学交流企業連絡会 会則

趣 旨

本会は、京都大学宇治キャンパスを核として、ものづくり産業の集積する宇治市、城陽市、久御山町を中心に産学連携や企業連携によって技術革新を起こしていくことを目的に、まずはお互いに顔が見える、意思疎通のできる関係を構築するために結成するものである。

(名称)

第1条 本会は、京都大学宇治キャンパス産学交流企業連絡会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を京都府中小企業技術センターけいはんな分室に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員：京都府の宇治市、城陽市、久御山町及びその近隣において、本会の趣旨に賛同して入会した企業。
- (2) 賛助会員：金融機関等本会の事業を賛助協力するために入会したものの。

(幹事等)

- 第4条
- 1 本会を会員のために円滑に運営するために幹事を3名程度置く。
 - 2 総会において、正会員から幹事を選出する。
 - 3 代表幹事は、幹事から互選する。
 - 4 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 5 本会に顧問を置くことができる。

(例会)

第5条 本会は原則として、例会を年4回で開催し、必要あるときは臨時例会を開催する。

(事業)

第6条 本会は、例会として次の事業を行う。

- (1) 京都大学の研究シーズの発表の共催
- (2) 正会員を中心とした企業の事業及び研究開発のプレゼンテーションの共催
- (3) 京都大学宇治キャンパスの研究施設の見学の共催
- (4) 先進技術の情報収集
- (5) 交流会
- (6) その他、必要な事業

(会費)

- 第7条
- 1 会費は年会費を一括して前納する。会費の金額については、その年度最初幹事会で決定し、総会で報告する。
 - 2 事業内容により必要が生じ、幹事会が認めた事業について、臨時会費を徴収することができる。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

(報告)

第9条 事業計画及び前年度事業報告、予算及び前年度決算は、幹事会の承認を経て会員へ報告する。ただし、会員への報告は、幹事会の決定により省略することができる。

(分科会)

第10条 本会に必要な応じ分科会を置くことができる。分科会の設置については幹事会で決定するものとする。

(専門家)

第11条 例会、分科会、幹事会などの会合には、必要な応じ大学教員及び専門家及び公設試験研究機関の研究者等の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 会員は会の事業に参加することにより知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(退会)

第13条 1 退会を希望するものは、書面をもって事務局に通知し、幹事会の承認を得て退会とする。
2 一定期間において会費の納入がないものは、退会とする。
3 会員が次の各号の一に該当したときは幹事会の承認を経て退会させることができる。
(1) 本会の事業を妨げ、または妨げようとしたとき
(2) 本会の事業の利用について不正の行為をしたとき
(3) 公序良俗に反する行為、その他信用を失う行為をしたとき

(会費の不返還)

第14条 会員が既に納入した会費、その他拠出金はこれを返還しない。

(会則の改正)

第15条 本会の会則は、幹事会の決定において改正することができる。

(その他)

第16条 本会の会則に定めない事項については、幹事会の決議により決定する。

(附則)

1 本会則に定めるものの他、必要ある事項については、別途、規約を定める。
2 本会則の改正は、平成30年4月1日から施行する。